

津市監査委員告示第6号

市長等が監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づく通知があったので、その要旨を次のとおり公表する。

令和4年6月3日

津市監査委員	小	津	直	久
津市監査委員	安	藤	友	昭
津市監査委員	安	井	広	伸
津市監査委員	堀	口	順	也

別紙のとおり

1 令和2年2月20日付け監査委員告示第1号公表分

上下水道管理局

営業課（水道局営業課（当時））

監査の結果	未収金対策について 納期限後2年を経過した水道料金の未収金については、決算における財政状態をより正確に表すため、債務者の状況により会計上の不納欠損処分（法的には債権は消滅していないが会計上調定の取消を行う。）を行い、その債権は簿外で管理している。その総額は、令和元年12月末現在、5億9,000万円余りに上り、債権回収に向けた実効性のある取組は一切なされておらず、実質放置されたままとなっている。 収入を確保し使用者間の公平性を確保する観点から、特に資力がありながら未納となっている滞納者には、法令に基づいて厳正に対処し、実効性のある未収金対策に取り組まれない。
措置の内容	津市水道事業給水条例第39条による給水停止を強化するとともに、停水実施予告通知書の送達対象を、水道料金を4か月以上滞納している者に改め、未収金の早期回収に努めている。 また、令和3年度に簿外管理分を含む未収金管理回収業務を弁護士に委託し、効率的かつ効果的な未収金対策の強化を図った。

2 令和3年2月19日付け監査委員告示第1号公表分

(1) 健康福祉部

子育て推進課

監査の結果	適正な債権管理について 延長保育サービス利用料及び一時保育料については、これまで不納欠損処分を行った実績はなく、収入未済額の中には、すでに消滅時効が完成している金額が含まれていることから、金額を精査の上、不納欠損処分をされたい。
-------	--

措置の内容	令和3年3月31日に、消滅時効が完成している延長保育サービス利用料及び一時保育利用料の収入未済額について不納欠損処分を行った。
-------	---

(2) ボートレース事業部

ア 経営管理課及び事業推進課

監査の結果	適正な予定価格の積算による競争入札の執行について 津市モーターボート競走場場内水路際駐車場修繕（実際には車止めの破損修繕ではなく新設）について、請負業者の見積金額45万円のうち40個の車止め設置工事費が27万円（1個当たり6,750円）となっているが、建設部発注の久居駅東口駐車場整備事業における車止め設置単価は令和2年度単価に換算すると1個当たり490円であり、10倍以上の単価での契約となっていた。 今後は、対象工事等の適正価格の確認をするとともに、施設修繕においては担当課執行ができる上限の50万円を安易に予定価格とするのではなく、他課に類似工事の単価を確認するなど、適正な予定価格を積算し、競争原理が働く競争入札を執行されたい。
措置の内容	事象が起こった時期、内容、修繕等の方向性等をまとめ、仕様書及び設計書を作成し、修繕等を施工すべきかどうかの内部決裁を行い、修繕を施工することが必要となった場合、予定価格については、業者見積から積算基準に基づく設計価格方式に改めた。 発注方法についても、より競争原理が働くよう3者以上、可能な限り多くの業者にて見積合せを行うことにより、適正な修繕執行を徹底している。

イ 経営管理課

監査の結果	補助事業の適正な実績確認について 津市モーターボート競走場周辺地区環境整備等事業補助金について、提出された事業実績を示す領収書で
-------	--

	は、補助事業を実施したことを確認できない団体があったことから、写真等の資料を徴取し、補助事業の適正な実績確認を徹底されたい。
措置の内容	令和２年度、令和３年度の当該補助金の実績確認において、事業実績を示す領収書及び事業活動時の写真等を徴取し、補助事業の適正な実施確認を行った。

ウ 事業推進課

監査の結果	不適正な修繕事務の執行について 令和元年度、令和２年度の全ての施設修繕について、津市契約規則第１１条に規定される予定価格を定めることなく執行していた。 また、業者から提出される見積書、請書等の日付を職員が記入しているもの、砂消しゴムにより書類の日付を書き換えているものや、温水洗浄便座、駐車場の車止めを新設したにもかかわらず、故障や破損により修繕したと偽って支払書類を作成しているものも確認された。 さらに、見積りを依頼した業者が他者の見積書を徴取しているものや、他者の見積書の品名、数量、金額等を空欄で提出させ、職員が空欄を記入しているものが複数確認された。 加えて、修繕発注担当者が完了検査も行っており、責任者が修繕内容を把握していないものもあった。 今後は、このような不適正な修繕事務を行うことがないように、契約関係法令及び庁内関係通知等を再確認し、適正な契約事務を徹底されたい。
措置の内容	「事業推進課少額修繕（５０万円以下）に係る修繕等の流れ」に基づき、必要書類を作成し、意思決定を行うことにより、適切な修繕執行を徹底している。

(3) 三重短期大学事務局

大学総務課

監査の結果	不適正な修繕事務の執行について
-------	-----------------

	令和元年度、令和２年度の全ての施設修繕について、津市契約規則第１１条に規定される予定価格が定められていなかった。 また、日付が未記入の見積書や、修正テープにより書き換えられた請書、修繕実施後に関係書類を作成していたと思われる決裁書類や、業者によって見積内容が相違した見積書など不適正な事務処理が行われていた。 今後は、このような不適正な修繕事務を行うことがないように、契約関係法令及び庁内関係通知等を再確認し、適正な契約事務を徹底されたい。
措置の内容	施設修繕については、令和３年９月２８日付け総務部長、検査担当理事及び建設部長通知「建築施設等の少額修繕に係る適正な事務の執行について」に基づき、適正な契約事務を行っている。

３ 令和３年８月２７日付け監査委員告示第１０号公表分

(1) 市民部

地域連携課（集会所建築等補助金）

監査の結果	補助金額の再審査について 本補助金に係る交付要綱取扱基準において、机、いす、本棚等の備品の購入に要する経費については、補助対象外経費とされている。 しかしながら、平成３０年度において、拡声器等の備品を補助対象経費として交付確定しているものが１件あったことから、再審査を行い所要の措置を講じられたい。
措置の内容	再審査の結果、拡声器等の備品については、津市集会所建築等補助金交付要綱取扱基準の１の（３）の対象外経費である「机、いす、本棚等の備品の購入に要する経費」には当たらず、津市集会所建築等補助金交付要綱第４条第１項の「集会所及びこれに附帯する施設」に該当するものと判断した。

(2) スポーツ文化振興部

スポーツ振興課（スポーツ推進委員会活性化事業補助金）

監査の結果	書類審査の形骸化について (1) 不明確な補助対象経費及び補助金算出基準 交付確定時の事業報告書には、津市スポーツ推進委員会（以下「委員会」という。）のすべての事業が報告されており、会費収入を充当する事業と、市費充当とする事業は明確になっているが、各事業費に対する充当割合は明確になっていなかった。 また、津・久居・安芸・一志地区に分かれたブロック事業関係費について、領収書等が添付されていないため、決裁文書からは、市費充当経費の内容を確認することができなかった。 委員会と協議し、委員会における会費収入の使途の明確化を促すとともに、ブロック事業関係費については内規を策定するなど、補助対象経費及び補助金算出基準を明確化されたい。
措置の内容	津市スポーツ振興事業補助金交付要綱に基づく津市スポーツ推進委員会活性化事業補助金の具体的な取扱基準を明確にし、同補助金の運用を円滑かつ適正に実施するために、必要な事項を定める「津市スポーツ推進委員会活性化事業補助金の各ブロック及び各部会における補助対象経費と補助対象外経費に関する基準」を制定した。 令和３年度の交付確定時には、同基準に基づき領収書の写しを添付した。

監査の結果	書類審査の形骸化について (2) 繰越金の増加 委員会の令和２年度収支決算書を確認すると、変更交付決定により、補助金額は、１６６万円から５７万３，７７５円へと減額されてはいるが、繰越金額は、
-------	--

	前年度繰越金 5 9 万 9 , 8 8 2 円から次年度繰越金 9 6 万 1 , 4 6 4 円へと 3 6 万 1 , 5 8 2 円増加している。 繰越金の増加分は全額会費収入によるものとのことであったが、交付確定額の妥当性が検証しにくい決算状況となっている。繰越金の取扱いについて、委員会と協議をし、真に必要な補助金額を精査されたい。
措置の内容	令和 3 年度から、会費を充当する事業と補助金を充当する事業を選別することとした。 また、繰越金の使い方を検証し、令和 4 年度の補助金額を令和 3 年度より 2 8 万円の減額とした。今後も、真に必要な補助金額となるよう精査する。

(3) 商工観光部

観光振興課（津うまみ発信事業支援補助金）

監査の結果	書類審査の形骸化について (1) 不明確な補助対象経費について 平成 3 0 年度及び令和元年度の実績報告及び添付された領収書を確認したところ、平成 3 0 年度の対象事業費 2 9 8 万 6 , 4 5 2 円のうち 1 6 6 万 3 0 0 円、令和元年度の対象事業費 1 6 3 万 1 , 9 0 3 円のうち 8 9 万 1 , 6 5 2 円が、B 1 グランプリ等のイベントに参加するための旅費及び宿泊費となっているが、どのイベントに何人が参加し、どのような交通手段を利用したか記載されていないものもあり内容が不明確であった。 また、交通手段がバス、電車、飛行機など参加者ごとに異なっている上、実績報告書と領収書だけでは誰がどの交通手段を利用したのか判別できない領収書や、参加者ごとに宿泊費が異なり、誰が宿泊したのか判別できない領収書も確認された。 加えて、観光振興課においても、これらの領収書の内容を補助事業者を確認することなく、領収書金額の
-------	--

総額が補助金交付決定額を上回っていることだけをもって交付確定を行っていた。

補助対象経費は、情報発信に要する経費に限るとされている中、補助金使途の大部分が旅費に充てられているため、旅費に対する補助上限額を定めるなど、情報発信に要する経費の対象範囲を明確化されたい。

(2) 適正な会計処理に基づく実績報告書の徴取について

平成30年度から令和2年度までの補助事業者は、NPO法人であるにもかかわらず、誰がいつどこで何に使用したのか判別できないものも含まれた大量の領収書コピーを添付しただけの実績報告書を提出していた。

このような実績報告書では、補助金等の交付事務に求められる透明性、客観性を確保した十分な審査を行うことはできないことから、NPO法人会計として、補助対象経費を適正に会計処理した会計帳簿の提出を求めるなど、適正な審査を行うことのできる実績報告書を徴取されたい。

(3) 交付申請における事業計画の確認について

補助事業者は平成30年度の事業計画として兵庫県明石市で開催されるB1グランプリイベント等に参加予定として交付申請を提出していた。

しかしながら、事前に変更申請を提出することなく当初の計画になかった長崎県対馬市や北海道札幌市のイベントに参加し、当該年度の補助対象経費163万1,903円の約3割に当たる53万3,080円の旅費を補助対象事業費として実績報告書を提出し、130万円の補助金の交付を受けていた。

このような状況では交付申請の審査が適正に実施されているとは言えないことから、事業計画を精査した上で交付申請を提出し、事業計画に変更が生じた際に

	は変更申請を提出するよう補助事業者に指導徹底されたい。 (4) 支援の必要性の検証について 本補助金の補助事業者は補助金対象事業としているイベント等で物販を実施し収益を得ているが、本補助金の交付申請書や実績報告の収入の部には対象事業費と津市からの補助金の差額が自己負担として計上されているのみで内容の説明も記されていなかった。 補助事業者に対しては、新型コロナウイルス感染症の影響により事業が縮小された令和2年度を除いて、固定された額が交付されているが、本来補助金は、事業の収入のみで事業が実施できないか検討し、財政的支援が必要とされる場合にのみ交付すべきものであることから、補助事業者に事業に係る収入についての確認を実施し、支援の妥当性及び補助金額の適正額を検証されたい。
措置の内容	補助事業者に対し、事業計画等に変更が生じた場合や補助事業等に要する経費の配分を変更する場合には、適正に事業計画変更承認申請を行うよう指導を行った。 また、取扱要領について、補助対象経費や補助事業者の範囲の整備の準備を進めていたが、令和3年度はコロナ禍で活動が制限されたことにより、補助事業者から津うまみ発信事業支援補助金の申請はなかった。 当該補助金における所期の目的を達成されたと判断し、令和4年度以降は予算計上せず、当該補助金を廃止する。

4 令和4年3月7日付け監査委員告示第2号公表分

(1) 市民部

ア 人権課

監査の結果	補助金交付事務の誤りについて 令和2年度津平和のための戦争展事業補助金について、年度途中の事業内容の変更により事業費が減額と
-------	--

	なったため、補助金交付決定の減額変更決定を行い、減額後の金額で補助金の交付確定を行った。 当該補助金は、当初交付決定した金額で概算払しており、精算時に残金が生じたため、減額後の交付確定通知書をもって精算戻入を行うべきところ、本来必要のない補助金等返還命令書を、補助金の一部を取り消すことなく補助事業者に送付し、戻入処理をしていた。 補助金等の返還命令は、津市補助金等交付規則第8条第1項又は第15条第1項に該当する場合において、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消した上で命ずるものであり、二重に誤った事務を行っている。 今後は、このような誤った事務を行うことがないよう、関係法令等を十分に確認し、適正な補助金交付事務を徹底されたい。
措置の内容	津市補助金等交付規則等関係法令の確認を行うとともに、課内で情報共有を行った。それ以降、このようなことがないよう適正な補助金交付事務を徹底している。

イ アストプラザ

監査の結果	業務委託契約の不適正な完了確認について 津市アストプラザ清掃業務委託について、日常清掃業務の仕様書では、便所の清掃作業は履行期間中毎日、午前1回、午後1回の計2回実施することとされているが、4月から10月までの日報によると、午前1回のみ実施となっている日が約4分の3であった。9月に至っては、午後の清掃作業は1度も実施となっている日はなかった。また、カーペット清掃は、週2回（主に月、金曜日、2時間程度／1名）実施することとされているが、週1回の実施となっている週が約半数であった。 地方自治法第234条の2第1項及び同法施行令第167条の15第2項の規定において、契約の履行を
-------	--

	確保するため、必要な監督又は検査を行わなければならないとされている。しかしながら、仕様書のとおり業務が履行されていなかったにもかかわらず、毎月契約どおりの委託料を支払っていたことから、所要の措置を講じられたい。
措置の内容	便所清掃については、午前午後を分けて行わない日は、9時から12時半の間で、まず一巡して清掃し、再度点検、必要に応じ清掃をしていた。また、カーペット清掃については、週1回は2時間程度、それ以外は毎日30分程度の清掃をしていたが、30分程度の清掃は記録をしていなかった。これらの清掃業務について、職員が目視により清潔であることを確認し、業務が履行されていることとしていた。 監査指摘後は、仕様書どおりの業務に改めたが、令和4年度の契約において、便所清掃については、毎日、午前午後の各1回実施することを基本とし、施設の使用状況により清掃する時間帯や箇所、回数の増減について発注者と受注者間で協議して決定できることを加え、必要な業務を確保するように対応している。

(2) スポーツ文化振興部

スポーツ振興課

監査の結果	津球場公園内野球場駐車場の運営方法の見直しについて 津球場公園内野球場駐車場管理運営業務委託については、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）の規定を適用し、令和3年7月に津球場公園内野球場ほか津市運動施設（津地域）の指定管理者の代表企業と随意契約している。 当該駐車場は有料駐車場として供用開始したが、同年11月末現在の月平均使用料と月額委託料を比較すると、委託料が使用料の約7倍となっていた。要因と
-------	---

	しては、使用料減免対象範囲が広いこと、業者見積額を十分に検証せず、そのまま契約額としていることにあると考えられる。見積額の中には、本来、市が支出すべき水道光熱費も含まれており、6号随契した説明責任を十分に果たせない状況となっている。 別業者と契約している駐車機器等保守点検業務委託料も含めて、収支に見合う運営がなされるよう、当該駐車場に係る運営方法を見直されたい。
措置の内容	津球場公園内野球場駐車場は、これまで大きな課題であった無断駐車への対策や、市街地における周辺施設の臨時駐車場としての利用及び近隣でのイベント開催時の臨時駐車場の需要を見込み、有料駐車場として運営を開始し、津球場利用者に関しては、津市運動施設に係る使用料の減免対象の基準を用い、公平な取り扱いをしており、特段減免対象範囲が広いものではないと考えている。 津球場公園内野球場駐車場管理運営業務委託の委託料の積算についても妥当と判断している。委託料に含まれる水道光熱費については、令和4年3月7日の指摘後、令和3年度津球場公園内野球場駐車場管理運営業務委託契約第17条「委託業務の内容の変更等」及び第25条「疑義等の決定」の規定に基づき、市が負担すべき費用として受注者と協議を重ね、当該事項は受注者の責めによるものではなく、また既に契約がほぼ履行済となったことから、今後の契約等において、より慎重に、適正に行うことで双方の意思を確認した。 本駐車場に係る業務は、令和4年度より津市運動施設（津地域）の指定管理業務としての運営となったことから、指定管理者の自主事業による新たな駐車場収入の向上や、津球場公園内野球場との一体的な管理による支出の抑制を含め、適正な管理運営がされるよう協議を行うとともに、厳格に指導していく。

(3) 健康福祉部

ア 子育て推進課

監査の結果	無効入札見落としによる落札者の決定について 津市契約規則第19条第6号において、入札金額を訂正しているときについては、その入札は無効とする と規定されているが、令和3年度における2件の業務委託の見積徴取において、砂消しゴムにより金額が訂正されているもの、訂正印により金額が訂正されているものを有効な入札として、それぞれ同規則第20条第1項の規定による落札者を決定していた。 今後は、このような無効入札の見落としがないよう、組織としてのチェック体制を強化し、同規則第2条の規定のとおり、信義誠実の原則に従うとともに、公正適格な契約事務を徹底されたい。
措置の内容	今後は、このような無効入札の見落としがないよう、組織としてのチェック体制を強化し、信義誠実の原則に従うとともに、公正適格な契約事務を徹底していく。

イ 高齢福祉課

監査の結果	不適正な補助金交付事務について 津市老人クラブ連合会活動促進事業補助金については、津市社会福祉団体活動補助金交付要綱第3条において、交付申請の期限を毎会計年度の4月末日としている。 しかしながら、令和2年度に交付された補助金の中に、令和2年10月1日に交付申請書が提出されたものを交付決定しているものがあった。 また、当該団体から提出された実績報告書には、交付決定前の6月や9月に実施した事業に要した経費が含まれていたが、これを補助対象経費に含めて交付確定を行っていた。 同補助金については、実績報告書に添付された請求書や納品書の日付が空白になっているものもあり、書
-------	--

	類審査が形骸化している。 今後は、このような誤った事務を行うことがないよう、適正な補助金交付事務を徹底されたい。
措置の内容	令和２年度の津市老人クラブ連合会の事業について、新型コロナウイルス感染症という非常事態の中、事業の方向性を協議する中で、津市社会福祉団体活動補助金交付要綱の基本的な対応を見誤っていた。 このようなことがないよう、補助金チェックシートを作成し、交付申請の提出期限や対象経費の内容確認など、複数の職員によるチェック体制を強化し、適正な補助金交付事務を徹底していく。

(4) 農林水産部

農林水産政策課

監査の結果	津市事務専決規程の遵守について 津市事務専決規程において負担金の執行に関する決裁区分は、１００万円以上３００万円未満のものが部次長、３００万円以上１，０００万円未満のものが部長とされている。 しかしながら、令和２年度津市鳥獣害防止対策協議会負担金においては、第１回目に６６１万６，０００円、第２回目に２７１万６，０００円を執行しているが、いずれも課長決裁で執行していた。 今後はこのようなことがないよう、津市事務専決規程第５条に規定される決裁区分を遵守されたい。
措置の内容	起案時及び決裁時に津市事務専決規程の確認を徹底するとともに、随時行っている課内会議の場でも継続的に周知を図っていく。

(5) 久居総合支所

生活課

監査の結果	補助金交付事務の誤りにについて 令和２年度人権・同和問題事業補助金について、年度途中の事業内容の変更により事業費が減額となった
-------	---

	ため、補助金交付決定の減額変更決定を行い、減額後の金額で補助金の交付確定を行った。 当該補助金は、当初交付決定した金額で概算払しており、精算時に残金が生じたため、減額後の交付確定通知書をもって精算戻入を行うべきところ、本来必要のない補助金等返還命令書を、補助金の一部を取り消すことなく補助事業者に送付し、戻入処理をしていた。 補助金等の返還命令は、津市補助金等交付規則第8条第1項又は第15条第1項に該当する場合において、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消した上で命ずるものであり、二重に誤った事務を行っている。 今後は、このような誤った事務を行うことがないよう、関係法令等を十分に確認し、適正な補助金交付事務を徹底されたい。
措置の内容	津市補助金等交付規則等関係法令の確認を行うとともに、課内で情報共有を行った。それ以降、このようなことがないよう適正な補助金交付事務を徹底している。

(6) 美里総合支所
地域振興課

監査の結果	適正な行政財産使用許可について 美里地域における地域活性化団体である「みさっと」に対して、旧長野小学校、旧高宮小学校、旧辰水小学校の使用に関し、行政財産の使用許可を行っている。 しかし、実際には「みさっと」の構成団体である各小学校単位の協議会において、各学校施設を使用している。「みさっと」と各協議会は異なる団体のため、使用実態に即した行政財産の使用許可をされたい。
措置の内容	旧長野小学校、旧高宮小学校、旧辰水小学校に関する行政財産の使用許可について、令和4年度は各協議会に対し行った。

(7) 美杉総合支所

地域振興課

監査の結果	不適正な補助金交付事務について 令和２年度津市美杉地域移住促進のための空き家リノベーション補助金において、同補助金交付要綱第８条に定める実績報告期限を超過した日付で提出された実績報告書に受付印を押印後、１か月以上遡った期限内の日付に受付印を訂正するとともに、実績報告書の日付も砂消しゴムで書き換えて、補助金交付確定を行っているものがあった。 今後は、このような不適正な補助金交付事務を行うことがないよう、組織としてのチェック体制を強化されたい。
措置の内容	補助金の交付申請書の申請期日、実績報告の提出期日などを確実に確認し、手続を案内する際には必ず期日、提出書類等を申請者に伝えることなどを、令和４年４月から使用する補助金チェックシートにより確実に確認していくことを課内で周知徹底した。 また、今後このようなことがないよう組織としてのチェック体制の強化を図っていく。

(8) 上下水道管理局

上下水道管理課

監査の結果	補助金交付事務の誤りについて 令和２年度津市職員福利厚生事業補助金について、年度途中の事業内容の変更により事業費が減額となったため、補助金交付決定の減額変更決定を行い、減額後の金額で補助金の交付確定を行った。 当該補助金は、当初交付決定した金額で概算払しており、精算時に残金が生じたため、減額後の交付確定通知書をもって精算戻入を行うべきところ、本来必要のない補助金等返還命令書を、補助金の一部を取り消すことなく補助事業者へ送付し、戻入処理をしていた。 補助金等の返還命令は、津市補助金等交付規則第８
-------	---

	条第1項又は第15条第1項に該当する場合において、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消した上で命ずるものであり、二重に誤った事務を行っている。 今後は、このような誤った事務を行うことがないよう、関係法令等を十分に確認し、適正な補助金交付事務を徹底されたい。
措置の内容	津市補助金等交付規則等関係法令の確認を行うとともに、課内で情報共有を行った。それ以降、このようなことがないよう適正な補助金交付事務を徹底している。

(9) 教育委員会事務局

ア 教育総務課

監査の結果	安易な理由による緊急随契の濫用について 学校施設の修繕については、学校運営上支障がある等の理由により地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急随契）の規定を適用し、多数の修繕を発注している。 しかしながら、令和3年度に実施された南が丘小学校東面防砂ネット部分修繕及び大里小学校各室窓開閉不良修繕については、状況から鑑みて突発的に不具合が発生したとは考えられず、見積合わせを実施できないほどの緊急性があったとは言えない。 今後、施設等の経年劣化、老朽化による修繕に当たっては、関係法令を遵守し、指名競争入札又は見積合わせにより実施されたい。
措置の内容	学校施設に係る修繕については、随意契約の拡大解釈をしないよう、契約事務の手順に沿って適正に執行するよう所属内職員に周知徹底した。 今後、学校施設の修繕実施に当たっては、経年劣化による修繕等、予め計画性を持って対処できるものについては計画的な修繕を執行するとともに、契約事務に求められる公正性、透明性及び競争性を確保してい

	く。
--	----

イ 生涯学習課

監査の結果	補助金交付事務の誤りについて 令和２年度津市婦人会連絡協議会事業補助金について、年度途中の事業内容の変更により事業費が減額となったため、補助金交付決定の減額変更決定を行い、減額後の金額で補助金の交付確定を行った。 当該補助金は、当初交付決定した金額で概算払しており、精算時に残金が生じたため、減額後の交付確定通知書をもって精算戻入を行うべきところ、本来必要のない補助金等返還命令書を、補助金の一部を取り消すことなく補助事業者に送付し、戻入処理をしていた。 補助金等の返還命令は、津市補助金等交付規則第８条第１項又は第１５条第１項に該当する場合において、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消した上で命ずるものであり、二重に誤った事務を行っている。 今後は、このような誤った事務を行うことがないよう、関係法令等を十分に確認し、適正な補助金交付事務を徹底されたい。
措置の内容	津市補助金等交付規則等関係法令の確認を行うとともに、課内で情報共有を行った。それ以降、このようなことがないよう適正な補助金交付事務を徹底している。